

課程博士の学位授与申請に係わる審査報告書

学籍番号 19DC1501
氏名（本籍） 戸谷 将義（日本）
学位の種類 博士（中国研究）
報告番号 甲第119号
学位授与年月日 2022（令和4）年3月20日
学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当
論文題目 中国語における日本語借用語の通時的研究—社会科学用語を例として—

審査委員

主査	塩山 正純	
副査	黃 英哲	
副査	木島 史雄	
副査	内田 慶市	
副査	沈 国威	

2022（令和4）年2月16日
愛知大学大学院中国研究科

審査の結果の要旨

本論文は、まず前半部分で、新概念の移入と翻訳における日中言語間の借用過程について、一般言語学の「借用」理論から日中近代新漢語研究の先行研究の成果を整理することで、著者オリジナルの再検討による中国語の日本語借用語に関する分類基準を提示することを試みている。さらに後半部分では、借用語について、複数の社会科学用語を例に、その借用から定着の過程に加えて、定着後の変化と現代語への継承までを通時に考察し、中国語における日本語借用語の意味変化の様相の一端を明らかにしている。

第1章では、中国語の借用語を分析する角度について論じている。借用が言語接触を契機とする言語変化の要因のひとつであると見做して、異なる言語間の借用においては二つの類型、つまり語彙の借用と構造的特徴の借用の二種類があることを確認したうえで、語彙の借用の結果である借用語を本論文の考察対象とし、次章以下で各論を展開している。つづいて、先行研究における借用語の分類基準において分類項目の乱立という混乱が生じている原因を、語の出自によるものと借用する言語要素によるもの、あるいは自言語の語構成によるものなど、それぞれ異なった基準でひとつの言語現象、すなわち借用による言語変化を説明しようとしたことによると確認している。Haugen (1950; 1953) の借用理論を中心に一般言語学における借用の理論を中国語の分析に適用できるか否かの可能性を検証し、若干の問題点もあるものの、中国語の借用語にも対応すると見做している。そのうえで、本論文では、言語接触を契機とする他言語からの意味の取り込みを借用と見做し、借用の結果として変化した既存語或いは新たに形成された新語を借用語の範疇に算入している。

第2章は、中国語における日本語の借用について論じている。本論文では現代中国語における日本語借用語の語数調査を行い、出自調査の進捗により定説が覆されうる可能性及び借用語の定義によって判定数が変動する問題点を指摘している。本論文は、中国語の漢字が形態素音節文字であるという見解に依って、漢字が包含する言語要素と漢語の内包する統語法についても確認し、日中両国語が双方で借用した言語要素の存在について考察している。日本語借用語の歴史的背景も考慮した上で、一般言語学の視点から中国語における日本語借用語に改めて着目し、中国語における借用語の分類に関して一般的な借用語分類を再構成することで、時代や対象言語を限定しない借用語の新たな分類基準を提案している。

第3章は、中国語の社会科学用語の成立背景について論じている。社会科学の概念は17-18世紀フランスの啓蒙主義思想に淵源を求めることができるが、現代では日本、中国ともに社会現象を対象とする研究分野の諸学問の総称として「社会科学」が使用されている。その「社会科学」の日中両国語における生成・受容の過程を検証し、「社会科学」分野の用語を考察する際に注意すべき特徴として、社会科学という学問の連続性、社会科学の下位分類にある諸学問の関連性、「社会科学」用語における対訳資料の重要性の三点を挙げ、次章以下の具体例に関する分析につなげている。

第4章では、米国憲法の初期中国語翻訳語について日本語との比較を通して考察し、言語接触の経緯の記述として、漢訳洋書に記載された内容、蘭学の地理書による知識、転換点としての《海國圖志》、その後の文献の内容について時系列でまとめている。さらに米国憲法の翻訳文の比較を通じ、言語接触を介した知識と語彙の取り込みの歴史的背景の解明を試みている。米国憲法の翻訳語を借用の視点から見るために、英語から日本語を経てさらに中国語へ翻訳されるプロセスについて、中国語翻訳者の属性に基づいて、(1) 欧米言語の原文を意識せず日本語から翻訳するケース、(2) 欧米言語の原文を意識して日本語から翻訳するケース、(3) 欧米言語の原文を直接中国語へ翻訳する際に日本語の翻訳文あるいは翻訳語を参照するケース、(4) 欧米言語の原文を直接中国語へ翻訳する際に日本語の翻訳文或いは翻訳語を全く参照しないケースの四つパターンを提起し、この

四ヶケースについて借用語形成への影響を論じ、日本語で西洋言語の語彙を取り込むにあたり、漢文語彙を意味拡張させる場合、中国語がその漢文語彙を同様に意味拡張させるには、四つのケースにおいて類義拡張の過程が異なることを指摘している。

第5章では、中国語における“手續”的借用と意味変化について論じている。主に清国人留学生によって広められた中国語の“手續”は、当時の日本語の「手續」が持つ「方法、手順」と「一定の目的を達するために経過すべき処置」の二つの意味のうち、後者の意味を取り込むべく日本語の語形そのままで中国語に借用されたと指摘する。1906年以降に中国語話者による“手續”的使用例があること、1910年時点に依然として注釈付きの用例が存在することから普及に時間を要した可能性が高いこと、さらに1915年以降には“手續”的使用例も増加する一方でほぼ同義の“程序”的用例が出現することなどを指摘する。1910年初出の“程序”は日本語「手續」をそのまま借用したそれ以前の翻訳とは異なり、清国で自発的に法律を起草する際に自前で拵えられた語であることを同時代資料の用例を根拠に明らかにしている。本論文は“手續”は「手續」の形・意味を中国語へ取り込み、発音を中国語の音素（漢字音）で発音することから形移入語と見なし、“程序”を日本語「手續」との言語接触に起因する接触創造語と位置付けている。そして“程序”が法律用語として定着する過程で、一方の“手續”は法律に限らない一般的な場面で使われ始め、現代中国語で分野を問わず幅広く使用されている“手續”的用法へつながっていることを指摘している。

第6章では、「赤字」が日本語から中国語に借用され、“赤字”として定着するに至るプロセスを、新聞データベースによる用例と1930年代の雑誌記事の用例を追跡することで、新語辞書に掲載されるのは新聞メディアへの初出より数年遅れる実態を明らかにした。日本語における「赤字」の由来から中国語における借用の過程までを検証し、中国語で「赤字」を借用する際に、“赤字”という日本語の語形そのままで借用する場合、“紅字”という語形で借用する場合の二つのケースが見られることを指摘している。また、借用過程から見た場合に、既存語彙“赤字”はモデルとなる日本語「赤字」と同形であることから代用拡張語とする。“紅字”については、形態素の組み合せと配列を新規に借用していない既存語彙の意味拡張としての代用拡張語であるとする。そして、中国語体系内における“赤字”的意味変化については、特殊化、意味拡張、意味転換の三種がある意味変化の分類のうち、“赤字”が国家レベルの収支決算にのみ使われるようになることは特殊化であり、一般的な好ましくない差の増加という意味で使われるようになることは意味拡張であると結論づけている。

終章では、論文全体を総括した上で、形式のみの模倣に関する考察と、中国語における日本語借用語の定着後の意味変化に関する考察対象を拡大することを、本論文テーマに関する今後の課題として掲げている。

[口頭試問]

口頭試問は2022年1月24日10時30分から12時10分まで公開で行われ、会場では戸谷氏本人と審査委員のうち塩山、黄、木島、内田の4名が会場で参加し、沈教授はリモートにて参加した。試問終了後、引き続いて12時40分まで非公開の審査会議を行った。

冒頭、本人によって同論文の内容説明（PPT使用）を行ったのち、質疑応答を行った。なお、本論文審査には専門家として学外から関西大学名誉教授・内田慶市氏、関西大学教授・沈国威氏に加わっていただき、より専門的な見地から多くのコメントを頂いた。

内田教授からは、（1）冒頭二章で先行研究を総括し、分類概念の乱立状態を客観的に検証することで、賛否はあるが一応戸谷氏なりの理論を具体的に提起できることは一定の評価ができる。

（2）語構成について、中国語に移入されるときはV0構造が基本であろうが、中国語自体がもつ特殊性は一種自明のことであるから、そこにわざわざハウゲンの欧米語を対象とする理論を引く必要性はあったのかという疑問が生じることは否めず、東アジアの漢字文化圏の諸語の用例との相性

の問題を慎重に考える必要がある。(3)一般言語学と個別言語学は必ずしも対立する概念ではないはずで、個別言語学にも一般的な普遍性は含まれるという時枝説も参考にされたい。(4)外来語と借用語の概念をどう扱うか、というのは実はどの立場に立脚して扱うかという問題でもあり、例に示された「オフィス」が外来語なのか借用語なのかという問題は実は非常に面白い問題であり、形態素の移入をともなうか否かの部分の分類説明について、もう少々つっこんだ考察があれば面白かった。(5)前半2章が戸谷氏の論の原則となることから、57-58ページの表にまとめた部分をさらに掘り下げて議論し、これに基づいて具体例についても考察を展開すれば、全体的に論旨が明確になったであろう、等々の指摘と助言があった。

沈教授からは、まず戸谷氏が本論文で取り組んだ当該分野の先達として、本論文の1、2章について、ご自身が研究に着手した当初に取り組んだものの用例先行型に移ったのち2010年の著書で改めて取り組み直したテーマであると言うエピソードを紹介された上で、本論文の1、2章については主旨の賛否はあるが、戸谷氏自身の論の中で矛盾がなければそれで良いということで、3章以降の内容を中心に審査した旨が述べられた。その上で、(1)

語誌研究は必ず研究対象の語彙の当時に立ち返る姿勢を忘れてはならない。本論文の主要テーマの一つでもある用語「社会科学」については、当時の「社会科学」は、「これから社会で科学を立ち上げていくぞ」という当時の知識人の意気込みを示したことばでもあり、現在的意味とは区別して扱い、当時的人がこの四文字をどのように定義していたのかをもう少し丁寧に見なければならない。

(2) 例えは「憲法」を考察する際には、「憲法」に関連して欠くことができないことば、例えは「国会」などの関連語彙も並行して扱い、考察する必要があり、日本の憲法がどこの憲法を参考にしているのかという観点、伝來の問題、概念の問題を丁寧に扱う姿勢も必要である。(3)「手続」については、既存語彙としての仏教用語の説も考察に入れるのか否かを考える必要があり、当時的一般人にとって馴染みがないから即、既存語彙ではないとしてしまうと研究自体が成り立たなくなるという難しさがあることから、なかなかこれといった正解がないスタンスの問題であるが常に心得ておく必要がある。(4)近代に新しい概念を全体として取り入れていった際に、欧米の新概念と一つ一つ個別に向き合ったのか、或いは新概念と向き合う大きな一つの潮流があったのか、という問い合わせを念頭に置く必要がある。(5)「赤字」はあきらかに日本の議会制度・予算制度の成立と関係する語で、1920年代の時代背景とリンクして考えていく必要がある。また同分野の概念は中国だけでなく、韓国、ベトナムにも入っていくが1930年代になると各受容側に自前で訳語を考えて概念を取り入れていく努力をする余裕が生まれてくるという状況の変化が生じていることを念頭に置かねばならない。(6)少なくとも直近5年の同分野の研究動向に気を配る必要もある、等々の指摘と助言があった。

また質疑応答の中では、その他以下のコメントが出された。

・本論文のテーマに関しては、台湾中央研究院の各DBが提供しているようなデータの蓄積をさらに活用すると良い。

・体裁としての問題であるが、結論部分については、各章の小結で個別にまとめたものであっても、博士論文に相応しく終章での重複を心配せずもう少し丁寧に書く必要がある。

・言語学にとっては自明のことかも知れないが、古典学の立場からは、模倣複製と借用、用語の棲み分けが駄然としない、借用とはどういうことなのかという戸惑いがあることから、論文で使用する用語については、冒頭で明確に定義することが必要であろう。

・近代のものであっても漢字語彙を考えるときは、時代を遡って、古典の形・音・義で漢字を説明しようというところから考えてみるのも一つの方法ではないか。

・中国における翻訳は仏教仏典のそれを避けて通れないで、格義仏教の要素も応用すると研究の厚みが増すのではないか。

・論文全体を通しての文字使用の問題、簡体字、旧字体、常用漢字の使い分け処理の問題について

は凡例で明確に触れておく必要がある。

審査委員会において検討の結果、戸谷氏の論文には幾つかの不十分なところがあることは否めないが、先行研究の検証とデータ分析によって独自の客観的な基準を提案し、個別語誌についての各論も一定の水準を保った資料分析によって客観的な結論が得られていることから、評価に値する成果であると全員一致で確認した。戸谷氏には本論文を一つの里程碑として、この先も当該テーマについて、より広く、深く探求を続けてもらいたい。以上の理由によって、審査委員会は本論文を博士学位論文として十分な資格があるものと認める。

以上